

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 秋田県
農業委員会名： 北秋田市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	5,260	880	880			6,140
経営耕地面積	4,668	696	446	16	218	5,364
遊休農地面積	20	5				25
農地台帳面積	5,670	1,592	1,588	4		7,262

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,022
自給的農家数	631
販売農家数	1,391
主業農家数	239
準主業農家数	254
副業的農家数	898

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,063
女性	956
40代以下	164

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	266
基本構想水準到達者	4
認定新規就農者	9
農業参入法人	0
集落営農経営	34
特定農業団体	0
集落営農組織	34

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	37	36
認定農業者	—	26
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	3
40代以下	—	5
中立委員	—	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,170 ha	5,046 ha	81.78%
課 題	急速に進む高齢化により担い手不足が深刻となっている。また中山間地や狭小な未整備田について、作業効率や生産性の問題が農地集積の阻害要因となっている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
5,056 ha	5,115 ha	68 ha	101%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」では、令和5年度末までに集積面積を5,075haにする計画であることから、年次計画として年間10haの増加を目指す。 農地中間管理機構を積極的に活用し、農地の利用集積を推進する。(通年) 移動農業委員会で農地制度のPR活動を行う。(10月)
活動実績	コロナ禍の影響により農業委員の個別活動が主。出し手の意向を確認し利用集積に繋がった。(通年)

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標としていた集積面積は達成できたが、今後中山間地や条件不利地等の集積の進め方が課題となってくると思われる。
活動に対する評価	コロナ禍の影響によりPRイベント等を実施することができなかったが、農業委員の個別活動により目標達成に貢献できた。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数	R2年度新規参入者数
	7経営体	1経営体	2経営体
	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積	R2年度新規参入者が取得した農地面積
	124.2 ha	24.3 ha	5.1 ha
課題	農地の確保、技術・資金不足、農業経営に対する不安が新規就農の阻害要因となっている。実質化された「人・農地プラン」を活用し、新たな担い手の掘起しが必要である他、新規就農の支援制度の把握が必要となる。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1経営体	4経営体	400%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1.0 ha	1.3 ha	130%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」では、年間個人で1人の新規参入を目標としている事から1人の増加を目標にする。 関係機関との連携により、新規就農者の確保に努める。(通年) 移動農業委員会を開催し新規就農に関する補助制度のPR活動を行う。(10月)
活動実績	コロナ禍の影響により農業委員の個別活動が主となった。(通年)

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標は達成することができたが、過疎化が進む当市においては更なる担い手の掘起しが必要となる。
活動に対する評価	コロナ禍の影響により移動農業委員会を開催できなかったためPR活動を行うことができなかったが、農業関係機関との連携強化により情報共有を図ることができた。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A) 6,184.9 ha	遊休農地面積(B) 14.9 ha	割合(B/A×100) 0.24%
課 題	急速に進む高齢化の影響で深刻な担い手不足に陥りつつあるため遊休農地は増加傾向にある。再生可能な農地は補助事業や中間管理事業を活用しての再生を目指し、再生困難な農地については非農地判断を行っていく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標① 3.5 ha	解消実績② 1.5 ha	達成状況(②/①×100) 43%
-----------------	-----------------	----------------------

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数) 45人	調査実施時期 7月～8月	調査結果取りまとめ時期 9月～12月	
	農地の利用状況調査	調査方法	農地利用状況調査員5名を委嘱し調査する。 農地利用状況調査員の調査結果を踏まえ、市内を4地区に分けて利用状況調査を実施する。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:9月～12月			
	その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 45人	調査実施時期 7月～8月	調査結果取りまとめ時期 9月～11月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11月～12月	調査結果取りまとめ時期 11月～12月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数:	161筆	筆	筆
		調査面積:	21.3ha	ha	ha
その他の活動					

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標達成に至らなかったため、残すべき農地との住み分けをし、非農地判断を含め解消に向けた取り組みの強化が必要となる。
活動に対する評価	コロナ禍の影響により人との接触機会が減少し活動が難しかった。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	6,170 ha	0ha
課 題	これまでの周知活動により農地転用への認知は進んでいるものの、未だ制度を知らずに施工しようとするケースが散見される。このことから、市ホームページの活用や市広報等でのより一層の周知と、日頃の農業委員活動、現地調査時の周辺状況の確認の強化が必要である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	市内を旧4町単位に分け、農業委員による農地パトロールを行う。(7月～8月) 農業委員の地域での活動や集会の場で違反転用の防止について周知を図る。(通年) 市ホームページ及び市広報誌等や事務局窓口での周知を図る。(通年)
活動実績	市内を旧4町単位に分け、農業委員による農地パトロールを行なった。(8月) 各農業委員が日常活動の中で違反転用の有無の確認を行った。(通年)
活動に対する評価	農地パトロールの実施及び各月の農業委員会総会に係る現地調査時の周辺確認のほか日常活動としての農業委員の監視により未然防止につながっている。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 51件、うち許可 51件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	原則農業委員会事務局での面談形式としているが、来庁困難者については訪問または印鑑証明書添付の上電話連絡を可としている。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	農業委員5名と事務局において現地調査を実施し、調査結果を直近の総会で報告。それを踏まえ許可の可否の判断を行っている。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	51件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を市HP上で公開。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	18日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 26件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員会事務局での面談形式としている。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	農業委員5名と事務局において現地調査を実施し、調査結果を直近の総会で報告。それを踏まえ意見の決定を行っている。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を市HP上で公開。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		37 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		36 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		1 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		1 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 1,054 件 公表時期 令和4年1月 情報の提供方法:市広報・市HPで公表。
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,023 件 取りまとめ時期 令和4年3月 情報の提供方法:総会議事録の市HP上で公表。
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 7,262 ha
		データ更新:農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定、農地利用状況調査、相続等の届出等、登記移動等その他補足調査を踏まえて毎月(年12回)更新している。
	公表:農地情報公開システムを介して公表。	
是正措置	—	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

全国農業会議所のホームページで公表。